議題１：勤務１時間当たりの給与額への特殊勤務手当の算入状況について（豊橋市提出）

資料１

市名	１．特殊勤務手当の有無	２．　１．で有の場合 （１）定額または変動 （２）給与額への算入の有無	３．　2.(2)で算入していない場合の今後の対応予定
名古屋市	×	–	対応予定なし
豊橋市	○	（１）どちらもあり 毎月定額：技術管理手当、保健所医師手当、危険手当 変動：診療手当 ただし、いずれも特殊勤務に従事した日数が月あたり14日未満の場合には割り落としあり （２）算入していない	算入することによる影響額や他市の状況等を踏まえ、対応方法を検討
岡崎市	○ (診療手当)	（１）毎月定額 （２）算入している	–
一宮市	×	–	–
瀬戸市	×	–	–
半田市	○	（１）変動 （２）算入していない	今年度中に月額による特殊勤務手当の整理を行い、時間外勤務手当の基礎となる勤務１時間当たりの給与額に算入する方向で検討したいと考えています。
春日井市	○	（１）定額 （２）算入していない	平成30年４月１日から算入するよう、規則改正を進めている（公布日施行、遡及適用）。
豊川市	○	（１） ①毎月定額：5手当（給料月額の一定割合で支給する３手当含む。） ②変動：1手当 ※現在、条例で規定はあるが、支給実績がない手当は含めていません。 （２）算入していない	今後の在り方を検討する予定。
津島市	○	（１）定額及び変動 （２）算入していない	算入の実施について、現在検討中
碧南市	○	（１）毎月定額ではあるが、支給要件を持っている （２）算入していない	未定
刈谷市	×	–	–
豊田市	○	（１）給料月額に一定の率を乗じて算出しているため、原則、月による変動なし。 （２）算入していない	月額の特殊勤務手当は、医師に至急しているが、支給対象者はいずれも時間外勤務手当の支給対象外である。
安城市	×	–	–
西尾市	○	（１）定額 （２）算入していない	算入の予定なし

市名	１．特殊勤務手当の有無	２．　１．で有の場合 （１）定額または変動 （２）給与額への算入の有無	３．　2.(2)で算入していない場合の今後の対応予定
蒲　郡　市	○	（１）消防手当、特別手当（電気主任技術者）は定額であるが、前月の勤務状況で変動する。 ・病院手当（医師のみ）は毎月変動する。 （２）算入していない	県内他市の動向を見ながら今後検討する。
犬　山　市	×	－	－
常　滑　市	○ (診療手当)	（１）変動 （２）算入していない	診療手当については、診療収入に応じて支払っているものであるため、今後も算入しない。
江　南　市	×	－	－
小　牧　市	○	（１）変動 （２）算入していない	変動するものであるため、今後も算入する予定はない。
稲　沢　市	○ (医師のみ)	（１）役職及び経験年数によって変動 （１年間固定） （２）算入していない	未定
新　城　市	×	－	－
東　海　市	○ (社会福祉手当)	（１）毎月定額 （２）算入している	－
大　府　市	×	－	－
知　多　市	○ (福祉業務手当)	（１）毎月定額3,500円 （２）算入していない	予定なし
知　立　市	×　※１	－	－
尾張旭市	×	－	－
高　浜　市	×	－	－
岩　倉　市	×	－	今後、月額で支給する特殊勤務手当が規定された場合には算入する。
豊　明　市	×	－	－
日　進　市	○ (福祉手当のみ)	（１）毎月定額（月額２，５００円） （２）算入していない	未定
田原市	×　※２	－	－
愛　西　市	○	（１）給料月額の変更があれば変動する。 （基本的に年１回の昇給月に変動する。） （２）算入している （支給している職員が管理職員のため、基本的に時間外勤務手当の支給は無い。）	－
清　須　市	×	－	特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる場合に支給するもので、勤務１回につき１，０００円の支給を条例で規定している。
北名古屋市	×	－	－

市名	１．特殊勤務手当の有無	２．　１．で有の場合 （１）定額または変動 （２）給与額への算入の有無	３．　2.(2)で算入していない場合の今後の対応予定
弥　富　市	×	－	－
みよし市	○ (市民病院における医療手当)	（１）毎月定額での支給 （２）算入している	－
あ　ま　市	○	（１）定額（危険手当） 変動（医師診療手当、待機手当、夜間看護手当） （２）定額支給の手当は算入している	－
長久手市	×	－	－

※１　月額で支給する特殊勤務手当は無
※２　平成３０年第１回定例会（３月議会）において、月額で支給する特殊勤務手当を廃止する条例改正を行った。